

令和2年第2回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和2年6月23日）

◎議事日程（第1日）

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告（町長・教育長）

第 5 同意第 2号 新冠町農業委員会委員の任命について

第 6 同意第 3号 新冠町農業委員会委員の任命について

第 7 同意第 4号 新冠町農業委員会委員の任命について

第 8 同意第 5号 新冠町農業委員会委員の任命について

第 9 同意第 6号 新冠町農業委員会委員の任命について

第10 同意第 7号 新冠町農業委員会委員の任命について

第11 同意第 8号 新冠町農業委員会委員の任命について

第12 同意第 9号 新冠町農業委員会委員の任命について

第13 同意第10号 新冠町農業委員会委員の任命について

第14 同意第11号 新冠町農業委員会委員の任命について

第15 同意第12号 新冠町農業委員会委員の任命について

第16 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

第17 報告第 4号 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告
について

第18 報告第 5号 株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告について

第19 報告第 6号 有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況の報告について

第20 議案第27号 辺地に係る総合整備計画の策定について

第21 議案第28号 新冠町税条例の一部を改正する条例について

第22 議案第29号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための新冠町
国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の制
定について

第23 議案第30号 新冠町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
について

第24 議案第31号 町道の路線変更について

- 第25 議案第32号 にかっぷホロシリ乗馬クラブ覆馬場新築工事請負契約の締結について
- 第26 議案第33号 財産の取得について
- 第27 議案第34号 令和2年度新冠町一般会計補正予算
- 第28 議案第35号 令和2年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
- 第29 議案第36号 令和2年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
- 第30 議案第37号 令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
- 第31 議案第38号 令和2年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

閉議宣告

◎出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 芳住革二君 | 2番 長浜謙太郎君 |
| 3番 酒井益幸君 | 4番 武田修一君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 竹中進一君 |
| 7番 須崎栄子君 | 8番 氏家良美君 |
| 9番 秋山三津男君 | 10番 中川信幸君 |
| 11番 堤俊昭君 | 12番 荒木正光君 |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- | | |
|----------------|-------|
| 町長 | 鳴海修司君 |
| 副町長 | 中村義弘君 |
| 教育長 | 山本政嗣君 |
| 総務課長 | 坂本隆二君 |
| 企画課長 | 原田和人君 |
| 町民生活課長 | 坂東桂治君 |
| 保健福祉課長 | 鷹觜寧君 |
| 税務課長 | 佐藤正秀君 |
| 産業課長兼農業委員会事務局長 | 島田和義君 |
| 建設水道課長 | 関口英一君 |
| 会計管理者 | 田村一晃君 |
| 診療所事務長 | 杉山結城君 |
| 特別養護老人ホーム所長 | 山谷貴君 |
| 牧野所長 | 工藤匡君 |

管 理 課 長	湊 昌 行 君
社 会 教 育 課 長	新 宮 信 幸 君
総 務 課 総 括 主 幹	佐々木 京 君
企 画 課 総 括 主 幹	楫 川 聡 明 君
企 画 課 総 括 主 幹	下 川 広 司 君
町 民 生 活 課 総 括 主 幹	竹 内 修 君
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹	八 木 真 樹 君
税 務 課 総 括 主 幹	今 村 力 君
産 業 課 総 括 主 幹	三 宅 範 正 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	寺 西 訓 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	磯 野 貴 弘 君
管 理 課 総 括 主 幹	小久保 卓 君
管 理 課 総 括 主 幹	坂 元 一 馬 君
社 会 教 育 課 総 括 主 幹	谷 藤 聡 君
社 会 教 育 課 総 括 主 幹	曾 我 和 久 君
代 表 監 査 委 員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	佐 渡 健 能 君
議 会 事 務 局 総 括 主 幹	伊 藤 美 幸 君

(午前9時57分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和2年第2回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。
議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、但野裕之議員、6番、竹中議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から6月29日までの7日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、6月24日、25日及び6月27日、28日の4日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。
よって、6月24日、25日及び6月27日、28日の4日間を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。
町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、広域連合並びに一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、説明員の報告については、お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・副町長）

○議長（荒木正光君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和2年第2回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、令和2年第1回定例会以降の主要な行政の動向について項目の順に従い、ご報告申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策につきましてご報告申し上げます。対策本部会議の開催状況についてですが、町では2月25日に新冠町新型コロナウイルス感染症対策準備室を設置し、町民からの相談や問い合わせに対応すべく体制を整備したほか、町主催のイベントの開催中止や関係団体と協議をしながら感染拡大防止策を講じておりました。2月26日に新ひだか町での感染者の発生が報じられてからは、対策準備室から新冠町新型コロナウイルス感染症対策本部へ改め、連日定例の本部会議を開催し、感染者の発生と蔓延防止のための情報収集や各種対策を講じてきたところであります。その後、4月7日に国による緊急事態宣言が発令されたことから、それまで任意に設置してきた対策本部を5月25日に緊急事態宣言が解除されるまでの間は、法律に基づいた対策本部として設置することとなりましたが、それまで同様、連日の定例会議を開催してまいりました。現在、緊急事態宣言が解除となっておりますが、北海道において連日感染者が報告されるなど、予断を許さない状況に変わりがないことから、当町においては引き続き対策本部を継続し、感染防止対策をはじめ、各種支援策について協議検討しているところであり、当面状況の推移をみながら継続することとしております。

次に、町内各施設の休業・休館及び再開の状況について報告します。まず、小中学校等教育施設等の状況についてですが、詳細はこの後の教育行政報告にもございますが、4月16日国の緊急事態宣言の対象区域に北海道が加えられた措置として、北海道教育委員会から道内全ての小中学校に対し、4月20日から5月6日までの17日間の臨時休業要請が出されたことを受け、臨時校長会、教育委員会での協議を踏まえ、要請どおり臨時休業とする方針を決定したところではありましたが、さらにその後示された北海道知事の要請及び国の緊急事態宣言の延長などに伴い、5月31日まで期間を延長いたしました。また、学校施設と同様に複数の子どもが集まる認定こども園ド・レ・ミ、子育て支援センター、放課後子ども教室、児童館についても5月末まで休所又は休止し、その他の公共施設につきましても5月末まで休止等の取り扱いとし、町民の皆さんに多大なご迷惑をおかけいたしました。また、国の緊急事態宣言の解除を受け、各施設において消毒や換気の徹底や密接・密

集・密閉のいわゆる3密を作らない工夫などを施すほか、利用される方に対しても発熱や風邪症状のある方の利用制限などを徹底し、一部施設を除き順次再開してきたところであります。今後におきましても、新しい生活様式を実践しながら町民の皆さんとともに感染拡大に取り組んでまいりたいと存じますので、ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、ご理解あるご協力をお願いいたします。

次に、高齢者世帯への健康確認調査の実施についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出自粛を余儀なくされた75歳以上の一人暮らしをされている高齢者118名の方々に対しまして、健康確認調査を実施いたしました。実施時期につきましては3月から5月まで、月1回のペースで1回目は訪問により、2回目以降は電話により健康状態の確認のほか、特別定額給付金の申請状況についても確認し、申請の支援も実施したところであります。幸い、特段健康に支障を来している方はいらっしゃいませんでしたので、安堵したところであります。

次に、消毒資器材等の納入状況であります。町では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、本年3月から予防対策及び発生時の拡大防止策として必要となるマスク、消毒液、体温計をはじめ、防護服やゴム手袋、長靴などの消耗品のほか、消毒液、噴霧器などの備品類について整備すべく購入事務を進めてまいりました。しかしながら、世界的な流行の拡大により品薄の状態が続き、納入が滞る状態が長く続いておりましたが、最近では一部の製品について少しずつではありますが、納品数も増加している状況にはあるものの、まだまだ在庫不足の傾向にありますので、引き続き購入事務を続けてまいります。

次に、特別定額給付金の支給状況についてご報告申し上げます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が令和2年4月20日閣議決定され、緊急事態宣言のもと、国民が一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないと示され、感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ、的確に家計への支援を行うことを目的として、世帯構成員1人に対し10万円の特別定額給付金が支給されているところがございますので、その状況についてご報告申し上げます。特別定額給付金の給付対象者は、全国で统一的に定められた令和2年4月27日の基準日において、住民基本台帳に記録されている住民とされ、当町では外国人を含め5,448の方が給付対象者となっているところでございます。本給付金は、受給権者である世帯主の申請に基づき支給することとなっており、申請に漏れが生じることのないよう5月8日に町政事務文書にて事前周知し、5月12日に全世帯に対し申請書を直接郵送することで、給付対象者への周知を徹底したところであり、申請受付にあたっては感染拡大防止の観点から、郵送による申請及びオンラインによる申請とし、やむを得ず役場窓口へ申請書を持参する方につきましては感染拡大防止策を施し、対応しているところでございます。オンラインによる申請受付は5月7日から開始し、郵送による申請受付は申請書が自宅に届いた方から順次返信用封筒が届けられましたが、本人確認書類等のコピーができない方、記載の仕方が分からない方などが役場に訪れたため、14日から22日までの間は役場町民ホールにおいて受付専用窓口を開設し、25日から29

日までの間は町民生活課正面の会議室に受付専用窓口を移設するなど、円滑な申請受付に努めたほか、福祉施設には取りまとめの協力を依頼し、一人でも多くの方への給付につながるよう、努めているところでございます。次に、支給状況についてでございますが、第1回目の給付を5月21日から開始し、第10回目の給付を終えた6月19日現在、給付対象者5,448人に対し5,299人の方が受給し、給付総額は5億2,990万円、給付率は97.3%となっております。なお、申請期限は7月31日までとなっておりますことから、これからは町政事務委託文書による周知、個別に電話連絡を行うなど、一人でも多くの方に受給していただけるよう、努めてまいり所存でございます。

次に、地方創生臨時交付金の状況ですが、国において地方自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として創設され、5月8日日高振興局から新冠町への第1次分限度額として6,529万3,000円の連絡を受けたところでございます。この臨時交付金の活用を図るべく職員のアイデアを含め、各課からの事業提案の精査を行い、既に実施しております感染症対策を含め、商工業者の持続化支援や学習環境整備、消毒資器材等購入など20事業、対象事業費9,010万2,000円の実施計画を5月20日に日高振興局に提出しております。感染症対策にはスピード感を持った対応が必要なことから、6月1日に開会された第2回臨時議会において、緊急度の高い事業について予算議決をいただいたところでございます。主な事業といたしまして、はじめに家庭用ごみ袋配布事業であります。外出自粛の影響により家庭での排出ごみが増加していることから、家計の負担軽減を図るため全世帯に燃やせるごみ袋の大10枚を配布することとしているもので、ご家庭には郵送により今月中旬から順次送付をしております。次に、介護資格取得経費助成事業についてであります。新型コロナウイルス感染症の拡大による雇用対策として介護施設等への就労を促すほか、就労環境が激務となっている介護現場の離職対策として、既存の介護職員初任者研修費助成事業及び実務者研修費助成事業に上乘せし、自己負担額全額を助成することといたしました。次に、町外学生等応援給付金についてであります。学校の休業や生活環境の変化など、修学への不安を抱えております町外に居住している学生等を対象に、その学生生活を応援するため1人3万円を給付しております。事業実施に当たり、1人でも多くの方に利用いただけますよう、これまで新聞折り込みや町ホームページ、フェイスブックに掲載するほか、町政委託文書において周知しているところですが、6月19日現在の申請者は86名となっており、まだご利用いただけていない方が多くいらっしゃると思われまいますので、今後におきましても広くPRしてまいります。次に、新冠町新型コロナウイルス感染症経営持続支援金についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国が行う持続化交付金に該当しない法人又は個人に対し収入減少対策、雇用の維持・確保、会社維持等の事業継続支援を目的として、1事業所20万円を交付しております。次に、サージカルマスクの全町民への配布についてです。先般、感染症予防対策として品薄状態が続いているマスクを町民一人当たり10枚配布させていただいたほか、感染リスクの高い人工透析を受け

ていらっしゃる方へ 50 枚配布させていただきましたが、加えて 70 歳以上の高齢者や妊産婦の方々を対象に追加配布しております。十分な量ではありませんが、感染拡大防止に町民の皆さんとともに取り組んでまいりたく、今後もマスクの納入状況を見極めながら、適宜、配布を検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。次に、先の経営持続支援金に先立ち大型連休期間中に北海道が行う休業要請以外で、自主的な判断により営業を自粛された場合に限り、1 事業所 10 万円の支援金を交付する新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金は 35 件の申請を受け、5 月 25 日には支給をすべて終えております。このほか、災害発生時の避難所用に屋内テントや段ボールベッド等を購入する防災活動支援事業につきましては、現在それぞれ購入事務等を進めておりますが、全国的な在庫不足の状況により納入が見通せないところではありますが、早期購入に向け取り進めてまいります。次に、乳幼児健診事業ですが、乳幼児健診は子どもの健康状態を定期的に確認、相談する機会であり、法に定める期間内において実施するものでございますが、実施に当たっては 3 つの密を避ける健診体制とするため、少人数での健診となりますことから、実施回数を増やすものでございます。また、高齢者共同生活施設管理事業は、宇東町に設置しているあいあい荘における手指消毒用アルコールや体温計など、感染予防対策のための資器材を購入します。次に、児童生徒端末整備事業は、児童生徒向けの 1 人 1 台学習用タブレット・パソコンを整備することで授業への活用、さらには休校中においても学習可能な環境を整備することを目的としているもので、町内 3 校の全ての児童生徒用パソコン 419 台及び中学校教員用パソコン 20 台を整備するものでありますが、去る 6 月 15 日に入札を終え、仮契約の締結を終えたところであり、今定例会に財産の取得について提案しておりますので、ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。次に、修学旅行支援事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、新冠中学校の修学旅行の実施時期を 5 月から 10 月に変更したことに伴う経費の増額分を支援するものです。学習環境整備事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、少人数での授業及び間隔を空けての授業を実施するうえで、教室が不足する新冠小学校及び新冠中学校の特別教室を普通教室として使用するための備品を整備するもので、高性能パソコン、大型モニター、プロジェクター、書画カメラ、ブラインド、スクリーン等を整備するものです。このほか、国の事業採択を待って現在保留している事業につきましても、国の判断を見ながら順次予算措置を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、J R 日高線にかかる取り組みにつきましてご報告申し上げます。J R 日高線にかかる交通モードについて町長会議において協議を重ねており、昨年 11 月 12 日の町長会議において、J R 日高線の方針について日高町村会として日高沿線の代替となるバス路線について、J R 北海道と個別協議を正式に行うことなどの方針を決定し、管内課長会議を開催し広域交通体系案など協議を重ねていたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い 2 月下旬以降、会議開催が困難となっておりましたが、去る 6 月 4 日町長会議が

約7カ月ぶりに開催されたところでございます。これまでの協議を踏まえ、JR北海道の綿貫常務から日高線バス転換調整案の提示を受けてございますので、概要を申し上げたいと思います。はじめに、JR北海道からの地域への支援についてですが、バス転換費用として調整案をベースにまちづくりの観点からの支援を加え、拠出する実際の使途は拠出金を原資として地域で検討いただきたい、あわせて支援金の総額は25億円との考えが示されてございます。次に、調整案のポイントについてですが利便性、効率性、持続可能性を満たすこととし、広域地域交通案の長所をできる限り具現化する具体的なポイントとして、1.最大の利用者である通学生の利便性向上、2.日常利用の利便性向上、3.きめ細かなニーズへの対応の検討、4.長距離苫小牧直行便新設、5.詳細ダイヤ検討時に既存路線バスの区間変更や時刻変更と合わせた検討、6.ハブポイントや交通結節点のターミナル機能の整備となっております。通学生の利便性向上の点では登校バスの設定、学校近くに停留所設置、さらに接続で利便確保を図るとされてございます。日常利用の利便性向上の点では地域のニーズに応じ病院、公共施設などに停留所の増設、また低床バスやトイレ付きバスの検討を図るとされてございます。以上が、町長会議の概要でございますが、一方、広域交通体系案につきましては、これまで行政報告で申し上げておりますが長距離路線、中・短距離路線がございまして、便利で効率的なダイヤ編成、路線結節点の整備、苫小牧等、都市部への速達性、利便性の向上などについて協議を進めているところでございます。また、新冠町といたしましては管内の協議を踏まえつつ、町独自の協議事項としてJR北海道に求めている主なものにつきまして、まずは護岸整備として早期に抜本的な護岸復旧が行えるよう道との積極的な協議、JR用地に関しましては町が活用を考えている用地の無償譲渡、特に道の駅周辺用地については正式な譲渡前であっても早期な利活用に配慮、鉄路横断管渠工、作工物等の撤去、地域づくりの支援として道の駅リニューアルの際、鉄道用地を活用した交通拠点整備への支援などとなっております。広域公共交通体系や個別協議事項に加え、今回提示を受けましたバス転換調整案を含めまして今後も協議検討を重ね、早期なJR北海道との最終合意に向け取り進めてまいり所存でございます。

次に、町有牧野におけるヨーネ病発生状況につきましてご報告申し上げます。町有牧野におけるヨーネ病発生につきましては、令和元年10月から合わせて4頭の患畜があり、その後殺処分し清浄化を図っている旨、その都度ご説明申し上げますが、4月に新たに2頭の患畜がありました。ヨーネ病につきましては一度発生すると治療法、ワクチンもなく年単位での潜伏期間があり、この間はいかなる検査方法でも感染を判別できないものとされております。そのため、町有牧野の感染防止対策として患畜牛と同居履歴があり、感染リスクの高い牛群と同居履歴の無い牛群を隔離して飼育し、定期的な検査を行いながら発症を注視していたところですが、4月28日付けの糞便培養検査結果、同居履歴のある牛群から2頭の陽性牛が確認されたものであります。ヨーネ病発生以後、町有牧野ではこれまで同様、北海道日高家畜保健衛生所をはじめ、獣医師の指導のもと清浄化に向けた取り組みを行っており、今後も感染拡大の抑制に努めながら町有牧野を利用される生

産者をはじめ、町民の皆さまに信頼される牧野運営を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本年度の預託牛の受け入れにつきましては、5月末現在 246 頭の牛をお預かりしておりますが、生産者の皆さまには事前にこの度のヨーネ病の発生状況を説明し、ご理解いただいた上で預託事業を遂行しておりますので、あわせてご報告申し上げます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、人事案件 11 件、報告案件 3 件、一般議案 7 件、令和 2 年度各会計補正予算 5 件に加え、光回線整備事業第 2 期工事の契約締結に係る追加議案を 1 件提案することといたしております。それぞれ提案する際にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申しあげまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 議長から発言の許可をいただきましたので、本年第 1 回定例会以降の教育行政報告における新型コロナウイルス感染症の対策に係る教育委員会の対応についてご報告申し上げます。

はじめに、各学校の対応について申し上げます。2月 27 日以降、休業措置を講じておりました小中学校は 4 月 7 日に始業式、翌 8 日には入学式を行いまして令和 2 年度の学校教育活動をスタートさせたところではありますが、4 月 16 日国の緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、北海道教育委員会から再度の臨時休業要請がございましたことから臨時校長会を開催し、新学期の取り組み状況など児童生徒への影響や対応を確認した上で、要請どおり 4 月 20 日から 5 月 6 日までの 17 日間の臨時休業措置を決定したところですが、4 月 30 日以降には感染拡大状況に対応する北海道知事の要請や、国の緊急事態宣言の延長などに伴う休業の延長要請を受けまして、5 月 31 日まで休業措置を講じてまいっております。結果として休業期間は 42 日間と長期にわたったものでございます。この間の取り組みといたしまして、児童生徒を各学年単位で 5 日間に分散させ、延べ 8 日間の登校日を設定し、児童生徒の健康状態や学習状況の把握、さらには休業中の生活指導などを行うとともに、定例の校長会の他に臨時校長会を随時開催いたしまして、学校休業による児童生徒への影響や学校の再開に向けての課題を確認し、対応を協議してまいりました。これらの協議検討を踏まえ、教育委員会では 5 月 27 日に学校再開に際し、次の 2 点を方針化したところでございます。1 点目は、授業日数の確保についてでございます。臨時休業により不足いたしました授業日数は 21 日間で、これを 1 学期中に解消する必要があると判断しまして、夏休み期間を 15 日間短縮し、8 月 8 日から 17 日までとするとともに、学校の主要行事である修学旅行、運動会・体育祭、学習発表会・学芸会・学校祭を 9 月以降に延期いたしまして、これらを含めた行事全体の精選を行うことで、21 日間の授業日数を確保することにいたしました。2 点目は、感染症予防への取り組みについてであ

ります。登校時の健康調査・マスクの着用・消毒の徹底・身体的距離の確保・換気の徹底を継続して行うとともに、水泳授業につきましては密の発生を避けられないことから本年度は中止とし、学校プールの開設は行わないことにいたしました。以上の方針を5月28日に学校に通知し、6月1日の学校再開時に各ご家庭にお知らせしたところでございます。一方、認定こども園の対応におきましては、町対策本部会議において小中学校と同様に休園措置が必要であると判断されましたことから、4月20日から5月31日までの期間において休園をいたしました。なお、休園期間中のやむを得ない事情による保育要望には個別に対応させていただいたところでございます。保護者の皆様のご理解あるご協力により、円滑に感染予防対策を講じることができました。6月1日からは幼・小・中の各教育課程におきまして、通常の教育活動を再開しておりますが、児童生徒の健康状態の確認や感染予防対策に配慮した学習環境の整備が必要でありますので、小中学校におきましては特別教室を普通教室に活用するなどして3密解消を図るなどの対策を講じているところでございます。今後とも感染予防対策に意を用いてまいりたいと存じます。

次に、社会教育の対応について申し上げます。レ・コード館や町民スポーツセンターをはじめとした社会教育施設におきましても、道内での新型コロナウイルス感染拡大により、3月5日から3月31日までを休館とさせていただいたところでございます。4月1日には感染対策を講じながら各施設を再開しておりましたが、国の緊急事態宣言やその後の宣言期間延長を踏まえ、5月31日まで休館措置をとらせていただいたところでございます。この休館措置に合わせ児童館も原則休館といたしました。こども園と同様に個別の事情に対応する形で学童保育の一部は実施してまいりました。緊急事態宣言の解除を受け、6月1日からは各施設を再開しておりますが、この日を心待ちにされていた数多くの町民の方々に日々ご利用いただいている状況であります。一方で、この間の各施設休館に伴い予定しておりましたさまざまな学習活動や体験型事業について、延期や中止の判断をさせていただいたわけでございますが、休館中においても実施可能な事業や自宅で簡単に行える代替え事業を検討し、工夫しながら取り進めてまいったところでございます。図書プラザでは、予約貸出サービスを開始したほか、生涯学習講座におきましては裁縫によるマスク作りと、ボランティア活動とを組み合わせた布マスク作り講座に加え、町内出身者の札幌で活躍されているシェフから提供いただいたレシピを基に、調理手順を解説した動画等の資料を制作し提供する本格スイーツ作り講座、さらに社会体育事業におきましては自宅でできる運動メニューを職員自ら実践し、その様子を撮影した動画を町フェイスブックに定期的に配信するなど、職員がアイデアを出し合いながら町民の皆さんが外出自粛の状況下において、少しでも健康で充実した日々を過ごせることを念頭に取り組みを進めてきたところでございます。いずれにいたしましても、3月に引き続き4月中旬から5月末までと1カ月以上の長期間にわたり社会教育施設を休館することとなり、町民の皆さまには大変なご不便をおかけしたものと考えているところでございます。現在も一部施設におきましては休止を継続し、再開した施設においても一部利用制限を設け、消毒や換気など、感染防止の取り

組みにもご協力いただいているところでございますが、今後の感染の動向を常に注視し、感染予防に配慮した施設運営・事業運営に努めてまいりたいと存じます。

なお、町教委では新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校の休業や生活環境の変化など、修学への不安を抱えております学生等に向けて奨学金の追加募集に加え、親元を離れ町外に居住している学生等を対象に、町外学生等応援給付金事業を創設いたしておりますので、対象となる方には是非とも制度をご利用いただき、コロナ禍においても前向きな学生生活をおくっていただきたいと思いますと思っております。

最後に、町民の皆さまに教育施設の休業・休館措置などで大変ご迷惑をおかけしておりますけれども、今後とも感染予防を図りながらそれぞれの事務事業を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政報告といたします。

○議長（荒木正光君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 同意第2号ないし日程第15 同意第12号

○議長（荒木正光君） 日程第5 同意第2号からから日程第15 同意第12号 新冠町農業委員会委員の任命について、以上11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 同意第2号から第12号新冠町農業委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

農地利用の最適化のさらなる推進を受け、平成27年9月農業委員会等に関する法律の改正を含む農業協同組合法等の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月から施行されております。この改正に伴い、農業委員については公選制が廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命する任命制と制度の改正が行われております。また、農業委員の任命に当たりましては、認定農業者が委員の半数を占めること。農業委員会と利害関係を有しない者を含むこと。年齢成立に著しい隔たりが生じないように配慮することとされてございます。このたび提案いたしますのは、新制度の適用を受けました農業委員の任期が7月19日付をもって満了となることから、農業委員候補者の公募を行ったところ推薦9名、応募2名の定数同数の11名の方々の応募があり、新冠町農業委員候補者評価委員会諮問の結果、全員農業委員として適正との答申を受けたことから、今般同意をいただくものでございます。任期につきましては3年となっております。それでは同意第2号から同意第12号 新冠町農業委員会委員の任命について提案理由を申し上げますが、履歴は省略させていただきます。本会議資料をご覧くださいと思います。同意第2号議会の同意を得ようとする者は、宇新栄43番地の2、金子正人さん、59歳、職業農業、認定農業者です。次に、同意第3号議会の同意を得ようとする者は、宇朝日191番地、飛渡清一さん、55歳、職業農業、認定農業者で

す。次に、同意第4号議会の同意を得ようとする者は、字東泊津48番地の9、橋本浩さん、61歳、職業農業、認定農業者です。次に、同意第5号議会の同意を得ようとする者は、字若園102番地、泉沢敬治さん、57歳、職業農業、認定農業者です。次に、同意第6号議会の同意を得ようとする者は、字高江205番地の3、佐々木碧さん、32歳、職業農業です。次に、同意第7号議会の同意を得ようとする者は、字万世188番地の4、梶川憲一さん、51歳、職業農業、認定農業者です。次に、同意第8号議会の同意を得ようとする者は、字東川182番地、庄野照彦さん、67歳、職業農業、認定農業者です。次に、同意第9号議会の同意を得ようとする者は、字太陽325番地の15、山本将之さん、38歳、職業農業、認定農業者です。次に、同意第10号議会の同意を得ようとする者は、字東町24番地の9、前田晃さん、66歳、職業無職、非利害関係者です。次に、同意第11号議会の同意を得ようとする者は、字太陽345番地の1、鎌田直樹さん、39歳、職業農業、認定農業者です。次に、同意第12号議会の同意を得ようとする者は、字高江431番地の2、中本隆志さん、59歳、職業農業、認定農業者です。

以上、同意第2号から同意第12号 新冠町農業委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げました。ご審議賜り提案どおり同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第2号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第3号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第4号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第5号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第6号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第6号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第7号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第7号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第8号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第8号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第9号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第9号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第10号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第 10 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第 11 号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第 11 号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第 11 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第 12 号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第 12 号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第 12 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第 16 報告第 3 号

○議長（荒木正光君） 日程第 16、報告第 3 号 例月出納検査の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思えます。

◎日程第 17 報告第 4 号及び日程第 18 報告第 5 号

○議長（荒木正光君） 日程第 17、報告第 4 号 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について、日程第 18、報告第 5 号 株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告について、以上 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 報告第 4 号 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの令和元年度事業報告及び決算に関する書類並びに令和 2 年度事業計画及び予算に関する書類を提出するものでございます。別紙の報告第 4 号資料によりご説明申し上げたいと思えます。この資料につきましては、去る 5 月 26 日付で書面議決による定時株主総会で承認、可決されたものであります。主な内容についてご説明させていただきます。2 ページをお開きください。1 事業報告については、上期において元年に限ったゴールデンウィークが 10 連休となったことなどから、上半期は過去最高の業績を残しております。下期においては平年並みで推移しておりましたが、2 月以降新型コロナウイ

ルス感染拡大の影響を受け、売り上げを落としております。全体として増収に対して増益が少ないのは2、3月の減収と乗馬クラブ移転に向けた資産物品等を繰り上げ購入していることが原因となっております。次に、第28期の決算状況についてご説明いたしますので、4ページの貸借対照表をご覧ください。4ページ、貸借対照表の左資産の部、流動資産計7,075万5,399円、固定資産計124万9,382円、資産合計7,200万4,781円でございます。右の負債部、流動負債計1,680万2,435円、負債合計も同額でございます。純資産の部、株主資本計5,520万2,346円、純資産合計も同額でございます。負債・純資産合計は左の資産合計と同額でございます。次に、5ページの損益計算書をご覧ください。純売上高合計としまして1億1,057万1,536円、売上原価4,865万1,390円、販売費及び一般管理費計6,224万4,913円、営業損失は32万4,767円でございます。営業外損益を含め、法人税等を差引いた当期純利益は15万1,664円となっております。次のページ、6ページが販売品及び一般管理費の内訳でございます。説明は省略させていただきます。8ページをお開きください。株主資本等変動計算書でございます。下段ですが、純資産合計で当期首残高5,505万682円、当期変動額15万1,664円、当期末残高5,520万2,346円でございます。次に、13ページをお開き願います。13ページは令和2年度事業計画ですが、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない中、大幅な減収が予想されておりますが、状況によっては年度途中での下方修正が必要になると見込まれています。また、乗馬クラブ移転に関しては3月1日から通常営業を開始したい考えでございます。次に、15ページをお開きください。15ページは収支予算に係る見積損益計算書です。収入の部、中ほどの合計の欄で令和2年度予算8,000万円、対前年実績比3,136万1,000円の減、支出の部ですが、合計で令和2年度が7,988万円となっており、当年度益金といたしましては12万円となっております。16ページからは見積損益計算明細書、乗馬クラブと道の駅に分けた収支予算書となっております。説明は省略させていただきます。

以上が、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告についてでございます。

続きまして、報告第5号株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告についてでございます。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社新冠ヒルズの令和元年度事業報告及び決算に関する書類並びに令和2年度事業計画及び予算に関する書類を提出するものがございます。別紙の報告第5号資料によりご説明申し上げたいと思います。この資料につきましては、去る5月31日付で、書面議決による定時株主総会で承認、可決されたものであります。主な事項についてご説明させていただきますが、2ページをお開きください。令和元年度の営業報告でございます。料飲部門における生産性の低下及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2期連続赤字計上となっており、それぞれの部門ごとに売上高、利用実績等を総括しておりますので、後刻ご覧いただきたいと存じます。次に、決算状況についてご説明いたしますので、9ページの貸借対照表をご覧ください。9ページ貸借対象表資産の部は流動資産合計、中ほどですが3,908万4,943円、固定資産合計は2,039

万 5,869 円、資産の部合計 5,948 万 812 円でございます。負債の部は流動負債と固定負債を合わせ負債の部合計として 2,262 万 7,060 円です。純資産の部につきましては資本金、利益剰余金計をあわせまして、純資産の部合計 3,685 万 3,752 円であります。負債・純資産の部合計は左の資産の部合計と同額でございます。次に、10 ページの損益計算書をご覧ください。売上高計 2 億 6,283 万 1,520 円、売上原価計 6,814 万 8,907 円、売上総利益は 1 億 9,468 万 2,613 円、販売費及び一般管理費計 2 億 2,429 万 5,527 円、売上総利益から販売費・一般管理費を差引いた営業利益は、マイナス 2,961 万 2,914 円でございます。営業外収益は指定管理受託料など計 2,800 万 5,431 円、営業外費用は指定管理業務費用など計 1,687 万 3,522 円、営業外収益から営業外費用を差引き、営業利益のマイナス分と法人税などを加えた当期利益といたしましては、下段のマイナス 1,866 万 1,005 円でございます。11 ページは販売費及び一般管理費の内訳書でございます。12 ページに移りますが、株主資本等変動計算書をご覧ください。下段の方になりますが、当期首残高 5,551 万 4,757 円、当期変動額マイナス 1,866 万 1,005 円で、当期末残高 3,685 万 3,752 円となっております。次に、14 ページをお開き願いたいと思います。令和 2 年度の営業計画の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが望めないことから、全ての部門で売り上げは前年より減少の営業計画でございます。情勢を十分認識した中で徹底した経営分析を行い、計画達成に向け取り組んでいくこととしております。次に、16 ページになります。本年度の事業予算ですが、売上高は 2 億 4,558 万 5,000 円を計画し、最終的な経常利益は 45 万 5,000 円を見込んでいるところでございます。17、18 ページは営業予算の内訳でございます。後刻、ご覧いただきたいと存じます。

以上が、株式会社新冠ヒルズの経営状況の報告についてでございます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

報告第 4 号、第 5 号については、報告のとおり受理することといたしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 4 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 19 報告第 6 号

○議長（荒木正光君） 日程第 19、報告第 6 号 有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 報告第6号 有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況についてご報告いたします。地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社日高軽種馬共同育成公社の令和元年度事業報告及び決算に関する書類並びに令和2年度事業計画及び予算に関する書類につきまして、令和2年5月29日を基準日として、書面開催されました第48回株主総会にて承認・可決された内容に基づき、別添報告第6号資料によりご報告いたします。資料の1ページをお開き下さい。令和元年度事業実績報告でございます。1事業概要でございますが、公社の主要事業となります預託事業につきましては、一般預託と中期育成を合せて1,243頭の実績となり、計画頭数1,266頭に対して23頭及び、貸馬房につきましても実績頭数1,411頭は、計画頭数1,480頭に対して69頭及びませんでした。いずれも計画を下回る結果となりましたが、預託事業全体の売上高は3億1,436万4,000円となり、近年の売上平均額を大きく超える好成績となりました。育成馬の競走成績につきましては、本年度も多く育成馬が中央・地方競馬で好走し優秀な成績を収めました。中央競馬での重賞勝ちはありませんでしたが、地方競馬では4頭が6つの重賞を勝利するなど今後の活躍が期待されます。業務関係では質の高い調教を目指し、新たに副場長の配置や騎乗員の増員による調教体制の充実に努めるとともに、老朽化した施設などの改修を行いました。経費につきましては、役職員一丸となって経常費用の節減に努め、資産償却等も計画どおり実施することができました。この結果、本年度の決算は税引き前当期剰余金として1,266万3,000円を計上し、法人税等を差し引いた後の当期純利益は1,011万8,000円でございます。2ページ以降の説明を省略させていただきますが、2ページから3ページは主要な行事を掲載しております。4ページは預託馬の月別入厩頭数、5ページは貸馬房の月別馬房状況など、6ページは役員一覧と役・職員の構成表、7ページは貸借対照表、8ページから12ページまでは貸借対照表の明細となっておりますので、後刻ご覧いただきたいと存じます。収支決算につきまして損益計算書でご説明いたしますので13ページをお開き下さい。損益計算書でございます。まず、営業損益の部では売上高として、預託料収入から社宅貸出収入までの本年実績額の合計3億1,436万3,647円から、売上原価の材料費から馬具その他仕入までの合計額2億6,623万3,049円を差し引き、ここから一般管理費4,426万9,290円を差し引いた営業利益は386万1,308円でございます。この金額に営業外収入の合計額971万114円を加え、営業外費用の合計額110万8,631円を差し引いた経常利益は1,246万2,791円で、これに特別利益20万円を加え、法人税等254万4,500円を差し引いた当期純利益は1,011万8,291円の決算でございます。14ページから説明を省略させていただきますが、14ページから16ページまでは損益計算書の明細になります。17ページは株主資本等変動計算表、18ページは個別注記表、19ページは、監査報告が記載されています。後刻ご覧いただきたいと存じます。20ページをお開き下さい。令和2年度事業計画でございます。1基本方針でございますが6行目、このような中、当社といたしましては預託者からの信頼を高め、預託頭数の安定化を維持していくことを目標に強く・走る馬づくりと預託馬の競馬成績の向上を目指し、中期育成から

セリ馴致、本格調教までを一貫して行うとともに、職員の調教技術のさらなる向上を図ってまいります。令和2年度の一般預託事業につきましてはトレーニング、コンサイナーを含め年間1,162頭を計画し、中期育成事業については年間68頭、貸し馬房については6厩舎1,370頭の計画を樹立して、事業の精査と支出の抑制に取り組み、役職員一丸となった健全経営に一層の努力をいたします。本年度は、職員住宅に上水道の単独布設を行うほか、老朽化した厩舎の付帯施設や馬場などの整備を行い、充実した育成管理体制を図るとともに、馬主や調教師との一層の連携を深め、情報交換を積極的に行いながら営業力の強化を進めてまいります。2事業実施計画は記載のとおりです。21ページは預託事業計画書になります。説明は省略いたします。収支計画につきまして22ページの損益計算書でご説明いたします。営業損益の部では売上高として、預託料収入から社宅貸出収入までの本年予算額の合計を3億1,100万8,000円で計画し、ここから売上原価として材料費から馬具その他仕入までの合計額2億6,649万1,000円を差し引き、さらに一般管理費4,340万8,000円を差し引いた営業利益を110万9,000円で見込んでおります。この金額に営業外収入の合計額413万3,000円を加え、営業外費用の合計額92万9,000円を差し引いた経常利益を431万3,000円で見込み、ここから法人税等の見込み額146万6,420円を差し引いた当期純利益見込み額を284万6,580円で計画いたしました。23ページから25ページまでは損益計算書の明細となります。説明を省略しますので、後刻ご覧いただきたいと存じます。

以上が、有限会社日高軽種馬共同育成公社の経営状況でございます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

報告第5号については、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程第20 議案第27号

○議長（荒木正光君） 日程第20、議案第27号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第27号 辺地に係る総合整備計画の策定について提案理由を申し上げます。東川、美宇、太陽辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定いたしたく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。辺地に係る総合整備計画の指定を受けますとその計画に掲載されている事業について、後年度の元利償還金の80%が交付税措置される財政上の優遇措置のある辺地対策事業債を借ることができることとなっております。このたび辺地に係る整備計画を策定しようとするものは、光回線の整備に伴う高度無線環境整備推進事業、橋梁長寿命化事業、農道保全対策事業及び水利施設等保全高度化事業について、辺地対策事業債を借るため計画の策定が必要となるもので、

事前に北海道知事に対し協議を行っていたところ、4月30日付をもちまして異議がない旨の回答がありましたので議会の議決を得たのち、総合整備計画書を総務大臣へ提出しようとするものであります。次のページをお開き願います。まず初めに、1東川辺地に係る総合整備計画の策定であります。辺地を構成する町村または字の名称は新冠郡新冠町字東川、共栄、地域の中心の位置は新冠郡新冠町字東川68番3、辺地路点数210点、これは最寄りの駅やバス停留所、小中学校、医療機関などの距離を点数化したもので、100点以上で辺地となります。(2)公共的施設の整備を必要とする事情であります。電気通信施設は本地域は消火栓に沿って耕地が広がる農業地帯であります。超高速ブロードバンドが未整備であるため情報を活用し切れていない状況になっております。本事業により光回線の整備を行うことでインターネットを活用した事業の取り組みを促進し、地域の活性化につながりますとしているものであります。また、道路については本地域は小河川に沿って耕地広がる農業地帯であり、当該地区を結ぶ路線は大型輸送車両が頻繁に通行することから老朽化対策、防災対策減、災対策を目的に長寿命化修繕計画に基づいて本事業を実施するものとしているものであります。次に、(3)公共的施設の整備計画は令和2年度から令和6年度までの5年間とし、電気通信施設高度無線環境整備推進事業は事業主体新冠町、事業費1億2,300万円、特定財源、一般財源ともに6,150万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額6,150万円とするものであります。道路橋梁長寿命化事業は事業主体新冠町、事業費750万円、特定財源747万4,000円、一般財源275万6,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額270万円とするもので、共栄1号橋に係る実施設計及び補修工事を実施するものであります。次のページをお開き願います。美宇辺地に係る総合整備計画の策定であります。辺地を構成する町村または字の名称は新冠郡新冠町字美宇、新和、地域の中心の位置は新冠郡新冠町字新和140番地2、辺地度点数239点、公共的施設の整備を必要とする事情のうち、電気通信施設については東川辺地と同内容であります。道路は本地域は酪農、肉牛、水稻及び軽種馬が混在している地域であります。本地域の道路状況が段丘高台地帯のため、急勾配な区間や路盤圧の少ない区間が多いことから、農作物の集出荷や住民生活に支障を来している状況にあります。本地域の道路を整備することにより、流通の合理化と生産性の向上、農村環境の改善並びに広域営農団地の整備を図るべく事業を実施するものとしているものであります。次に、飲用水供給施設は本地域は酪農、肉牛、畑作及び稲作農家が混在していく農業地帯であります。老朽化した配水管からの漏水が著しく、地域の生活や営農に支障を来している状況にあります。住民に安全かつ良質な水道水の供給に努めるべく、事業を実施するものとしております。公共的施設の整備計画は令和2年度から令和6年度までの5年間とし、電気通信施設高度無線環境整備推進事業は、事業主体新冠町、事業費1億8,100万円、特定財源、一般財源ともに9,050万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額9,050万円とするものであります。道路農道保全対策事業ほか、1.事業は、事業主体北海道及び新冠町で、事業費4億9,200万円、特定財源3億7,417万5,000円、一般財源1億1,785万5,000円、一般財源

のうち辺地対策事業債の予定額 1 億 1,770 万円で、今年度道々平取静内線から芽呂沢太陽線までの道路整備及び小金橋の実施設計と橋梁撤去工事及び法然橋の実施設計を予定しているものであります。次に、飲用水供給施設、水利施設等保全高度化単独営農用水事業であります。事業主体北海道及び新冠町で、事業費 1 億 3,600 万円、特定財源 6,525 万円、一般財源 7,075 万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 5,370 万円とするもので、美宇地区の一部の配水管を道営事業により敷設替えるもので、本年度事業に関する実施設計、路線測量及び地質調査等に係る北海道に対する負担金を予定しているものであります。次のページをお開き願います。3.太陽電池に関する総合整備計画の策定であります。辺地を構成する町村または他の名称は新冠郡新冠町字太陽、里平、辺地の中心の位置は新冠郡新冠町字太陽 164 番地 1、辺地路点数は 289 点、公共的施設の整備を必要とする事情のうち、電気通信施設については東川辺地と同内容であります。飲用水供給施設、水利施設等保全高度化単独営農用水事業は、本地区は酪農、肉牛、畑作及び稲作農家が混在している農業地帯であります。老朽化した配水管からの漏水が著しく、地域の生活や営農に支障を来している状況であります。住民に安全かつ良質な水道水の供給に努めるべく事業を実施するものとしております。次に、公共的施設の整備計画は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とし、施設名電気通信施設高度無線環境整備推進事業は、事業主体新冠町、事業費 1 億 6,400 万円、特定財源、一般財源ともに 8,200 万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 8,200 万円、飲用水供給施設水利施設と保全高度化単独営農用水事業、事業主体は北海道及び新冠町で、事業費 7 億 4,100 万円、特定財源 4 億 1,252 万 5,000 円、一般財源 3 億 2,847 万 5,000 円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 2 億 1,640 万円とするもので、太陽地区の配水管を道営事業によって敷設替えをするもので、本年度事業に関する実施設計、路線測量及び地質調査等に係る北海道に対する負担金を予定しているものであります。

以上が、議案第 27 号 辺地に係る総合整備計画の策定についての提案理由であります。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 27 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第 27 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 2 8 号

○議長（荒木正光君） 日程第 21、議案第 28 号 新冠町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） 議案第 28 号 新冠町税条例の一部を改正する条例について。新冠町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めようとするものです。提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただき、お手元に配布しております議案第 28 号資料により説明させていただきますので、そちらをご覧ください。はじめに提案理由であります。このたびの改正につきましては、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行い、さらに経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、ニーサ制度の見直しを行うほか、国際課税制度の見直しや所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、納税環境の整備を行うとした令和 2 年度税制改正の大綱に沿って、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号。以下、3 月改正法という。）が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、原則、令和 2 年 4 月 1 日から施行されました。また、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため個人住民税、不動産取得税、自動車税、固定資産税等に係る特例措置を講ずるとともに、固定資産税等の減収を補填する措置等を講ずることとした地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号。以下、4 月改正法という。）が令和 2 年 4 月 30 日に公布され、原則、公布の日から施行されました。これに伴い、新冠町税条例を 3 月改正法の令和 2 年 4 月 1 日施行の部分について専決処分により一部改正を行い、さきの第 1 回臨時会において報告し承認を受けたところですが、施行日が本日以降の部分について所要の改正を行うとともに、4 月改正法に係る所要の改正を行うものであります。

次に、改正の内容についてご説明申し上げます。はじめに、第 1 条、新冠町税条例の一部を改正する条例についてです。1 つ目は、固定資産税関係であります。1 点目は、中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例の読替規定で、中小事業者等が所有し、かつその事業の用に供する一定の家屋及び償却資産に課する令和 3 年度分の固定資産税の課税標準について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和 2 年 2 月から 10 月までの間における連続する 3 カ月の期間の収入が、前年の同期間と比べて 50%以上減少している者はゼロ、30%以上 50%未満減

少している者は2分の1とするものです。なお、当該特例の適用を受ける場合は令和3年1月31日までに、総務省令で定める書類を添付して町長に申告が必要となります。2ページに移ります。2点目は、わがまち特例の課税標準の割合を定める規定の追加で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した、同法に規定する先端設備等に該当する一定の家屋や構築物について、固定資産税の課税標準を賦課年度から3年度分に限りゼロとするものです。2つ目は、軽自動車税関係であります。軽自動車税の環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の延長で、令和2年9月30日までの間に取得した自家用の3輪以上の軽自動車の環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までとするものです。3つ目は、徴収猶予関係であります。新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例で、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、事業等の収入に相当の減少があった方は、1年間徴収の猶予を受けることができるとするものです。対象となる方は令和2年2月以降の任意の期間において、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること及び一時に納付し、または納入が困難であることが要件となります。また、対象となる地方税は令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する住民税、固定資産税などの税目であります。3ページに移ります。次に、第2条、新冠町税条例の一部を改正する条例についてです。1つ目は、個人町民税関係であります。1点目は、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しで、婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子を有する単身者について、同一のひとり親控除を適用すること。これに伴い、個人町民税の人的非課税措置を見直し、寡夫を除きひとり親を追加するものです。2点目は、長期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例で、都市計画区域内にある低未利用土地等で所有期間が5年を超えるものの、譲渡を令和2年7月1日から令和4年12月31日の間にした場合、譲渡所得から100万円を控除できるとするものです。なお、この控除を受けるときは、優良住宅地等のための譲渡に該当しないというものです。2つ目は、たばこ税関係であります。軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しで、軽量の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とするが、激変緩和の観点から令和2年10月1日から令和3年10月1日までに2段階で実施するものです。なお、令和2年10月1日から令和3年9月30日までは、1本当たり0.7g未満の葉巻たばこに限ることとし、紙巻たばこ0.7本に換算します。3つ目は、延滞金の割合の引下げ関係であります。1点目は、法人町民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合が年7.3%未満の場合には当該加算した割合とすること。2点目は、納税の猶予等の適用を受けた場合の延滞金の割合は、納税の猶予をした期間の平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合が年7.3%未満の場合には、当該加算した割合とすること。3点目は、法律改正による規定の整備であります。4ページに移ります。次に、第3条、新冠町税条例の一部を改正する条例についてで

す。1つ目は、個人町民税関係であります。1点目は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例で、政府の自粛要請等を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、チケット等を購入した納税義務者がその払戻しを辞退した場合、町長が指定したときは個人住民税の寄附金控除の対象とすること。なお、指定する行事は文部科学大臣が指定した行事となります。2点目は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金特別税額控除の特例で個人が住宅を取得等し、令和2年12月31日までに入居した場合、控除期間を13年とする特例措置について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によって、入居が遅れた場合でも次の要件が満たされる場合は、令和3年12月31日までに入居すれば13年控除の対象となること。要件はアとして、契約の期日について、注文住宅を新築する場合は令和2年9月末まで分譲住宅、既存住宅を取得する場合または増改築等をする場合は令和2年11月末までであること。イとして、新型コロナウイルス感染症等の影響により入居が遅れたことであります。2つ目は、法律改正に伴い法律の条ズレの整理であります。5ページに移ります。次に、第4条、新冠町税条例の一部を改正する条例についてです。1つ目は、法人町民税関係であります。国税における連結納税制度の見直しに伴う対応で法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することとされていますが、法人住民税法人税割については、引き続き企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の措置を講ずるものです。2つ目は、たばこ税関係であります。軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しで、軽量な葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とするもので、令和3年10月1日から施行するものです。議案書の5ページにお戻りください。附則です。(施行期日)第1条 この条例は、公布の日から施行し令和2年4月30日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第1号 第2条中、新冠町税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定令和2年10月1日、第2号 第2条中、新冠町税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項、ただし書の改正規定並びに同条例、附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに第3条並びに次条並びに附則第3条の規定令和3年1月1日、第3号 第4条中、新冠町税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定令和3年10月1日、第4号 第4条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定令和4年4月1日、第5号 第2条中、新冠町税条例附則第17条第1項及び、第17条の2第3項の改正規定、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日、(延滞金に関する経過措置)第2条 第2条の規定による改正後の新冠町税条例(以下、新条例という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。(町民税に関する経過措置)第3条 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後

の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。第2項 令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中、地震保険料控除額とあるのは地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法（以下、旧法という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）または旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）とする。第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の新冠町税条例の規定中、法人の町民税に関する部分は同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において、4号施行日という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律、第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項及び次項において、4年旧法人税法という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において、連結子法人という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する、連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の町民税について適用する。第2項 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が、4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の町民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の町民税については、なお従前の例による。（町たばこ税に関する経過措置）第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課したまたは課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課したまたは課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

以上が、議案第28号 新冠町税条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議賜わり、提案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第28号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） それぞれが町民生活に影響があるんだろうというふうには思いますが、すけれども、この説明資料の4ページ、個人町民税が書かれておりますけれども、これの②に感染症にかかわる住宅借入金特別税額控除というのがあるんですけど、その要件の1つに契約期限が書かれているわけでありましてすけれども、1つには注文住宅で新築の場合は令和2年の9月までいいですよということ、それから分譲住宅と既存住宅については令和2年の11月まで契約がすめばいいですよということなんですけれども、町民にとってみ

れば既存住宅であっても、新築住宅であってもほんとに一生の1度の買い物ということでありますから、そんなに差がないというふうに思うんですけれども、ここでこの二月差をつけたという理由について1点伺いたいと思います。それから、私は両方とも条例を見ると両方とも11月でいいんだろうというふうに理解をするわけでありましてけれども、それ1点聞いて、それからこれは国の法律に基づいての条例でありますから、各町それぞれ考えているんだろうというふうに思うんですけれども、新冠の場合は9月と11月ということでありましてけれども、ほかの自治体の事例については承知をしているのかということ、それともう1点はこれはしっかりと町民に周知をしなければならない事項だというふうに思いますけれども、その点の考えについても伺いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） 住宅借入金特別税補助の関係です。まず、1点目の契約日注文住宅の新築9月末、それからそれ以外の部分で11月末、こちらの改正につきましては地方税法に則って全く同じくしているということでございます。各町で自由に決めるのではなくて地方税法に基づいて決めていると。全く同じです。9月末と11月末のこの差があるという理由については国の方に確認させていただきたいと思います。あくまでも地方税法で改正な部分を改正しているという部分でございますので、この2カ月のいわゆる違いというのは何なのかという部分は確認させていただきたいと思います。今、私の方ではこの部分は答えることができませんので、あくまでも地方税法の改正に基づいて条例を改正したということでございます。それから、他町の状況ですけれども、他町もこれと同じく条例改正しているということでもあります。各町に自由に裁量権があるというものではないと理解しています。住民周知ですけれども納税の猶予なんかもそうですけれども、必要な情報は申告時や何かにこういったものの事前に周知するような形で、今回条例が改正になれば必要な情報は住民に流すというような形で対応してまいりたいと思っております。

○議長（荒木正光君） 1点目の答弁調整のため暫時休憩をいたしたいと思っております。

休憩 午前11時57分

再開 午後12時55分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中、議案第28号に対する堤議員の質疑に伴い答弁保留がありましたので、答弁を求めます。

佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） 9月30日末と11月末契約の違いにつきましては、新築住宅を建築する期間、それから分譲住宅等を取得、それから増改築する期間、これをそれぞれ3カ月と1カ月、いわゆる基準日12月31日までに入居しなければならないという本来の基準日があります。今年の12月31日です。それまでに本来入れるであろう契約期間、こ

れを国の方で線引きをしているということでございます。新築住宅は3カ月間はかかるだろうという見かたです。それから増改築また分譲住宅は1カ月、それを超えて例えば新築住宅を11月30日までに契約すると、それは本来12月31日まで入れたのかということ、そういうふうにはならないということの中の国の線引きとして、注文住宅は期間がかかるから3カ月おいてると、それから分譲住宅は1カ月をみていると、この線引きをされてるということでございます。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第28号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第29号

○議長（荒木正光君） 日程第22、議案第29号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための新冠町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第29号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための新冠町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための新冠町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例を、別紙のとおり定めようとするものでございます。条例制定の主旨でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けているものに対して一定期間に限り、傷病手当金を支給するため条例制定するものであります。

それでは、条例内容につきまして資料により説明いたしますので議案第29号資料をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための新冠町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例、1条例の概要でございます。第1条は目的でござい

ます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とし、臨時の措置として傷病手当金について、新冠町国民健康保険条例の特例を定めることを規定しております。第2条は保険給付の特例でございます。第1項は傷病手当の支給で、傷病手当の支給は国民健康保険条例第7条の規定にかかわらず、この条例に定めるところによると規定しております。第2項は支給開始日で、傷病手当金の支給は労務に服することができなくなった日から起算し4日目が開始日で、以降、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日と規定しております。第3項は支給額で、傷病手当金の金額は1日につき、直近3月間の給与収入の合計を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額と規定しております。第4項は支給期間で、支給期間は支給開始から1年6カ月を超えないと規定しております。第5項は支給停止と差額支給で、第2項に定める傷病手当金の支給期間中、給与の支給がある場合は支給しないことと規定しておりますが、その給与の支給額が第3項に定める金額に満たない場合は、その差額を支給するものでございます。第6項は支給制限で、支給期間中に保険者を異動した場合は新たな保険者において支給継続される取り扱いとなってございまして、国民健康保険法以外の保険者より傷病手当を受けることができる場合には、支給しない内容の規定でございます。第3条は規則への委任でございます。条例施行に関し必要な事項を規則で定めることを規定しております。2附則（適用期日と条例の失効）でございますが、第1条に条例は公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用するもの。第2条に、条例は9月30日をもって失効するもの。ただし、9月30日以前に支給開始された傷病手当金はなおその効力を有するものとしてございます。

以上が、議案第29号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第29号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第30号

○議長（荒木正光君） 日程第23、議案第30号 新冠町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹背保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹背寧君） 議案第30号 新冠町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。新冠町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものでございます。今回の条例改正は、後期高齢者医療制度において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を北海道後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例に追加する改正が、本年4月10日付けにて公布施行されたもので、傷病手当金の内容につきましては、議案第29号の国民健康保険の条例制定内容と同じでございますが、新冠町後期高齢者医療に関する条例において、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を行う文言を追加するため条例の一部を改正するものでございます。改正内容を新旧対照表でご説明いたします。次ページをお開きください。改正条例の新旧対照表でございます。第2条、第8号を第9号に改めます。第7号の次に、第8号広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えます。前のページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月10日から適用する。

以上が、議案第30号の提案理由でございます。ご審議いただき、提案どおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第30号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第31号

○議長（荒木正光君） 日程第 24、議案第 31 号 町道の路線変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第31号 町道の路線変更について提案理由を申し上げます。道路法第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり変更しようとするものでございます。2ページの路線変更調書をご覧ください。図面番号1、路線番号75、路線名大狩部町田金井線、起点は大狩部38番4、終点は節婦町107番1で変更はございません。総延長はL=2,468.7mとなります。次に、3ページの図面をご覧ください。はじめに当該路線の変更場所についてですが、起点側望洋橋町田宅から川島牧場地先までの区間でありまして、現在事業が行われております日高自動車道厚賀静内道路事業の施工に際し、町道の一部区間が工事に支障となり、本線工事とあわせて町道の付替え工事を国が実施したものであります。起点の国道交差点と終点の節婦学校線交差点は変更ありませんが、総延長のみの変更となります。当該路線の町道認定は昭和57年3月18日で、認定延長はL=2,573メートルとしておりましたが、今回の路線変更に伴いL=104.3メートルを減じ、L=2,468.7メートルに変更しようとするものでございます。道路用地については手続きを終了しております。今後におきましても、2年間は日高自動車道厚賀静内道路事業の工事用道路としても使用される予定となっております。

以上が、議案第31号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案とおりが決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 31 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第 31 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 5 議案第 3 2 号

○議長（荒木正光君） 日程第 25、議案第 32 号 にかっぷホロシリ乗馬クラブ覆馬場新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 議案第 32 号 にかっぷホロシリ乗馬クラブ覆馬場新築工事請負契約の締結について提案理由をご説明いたします。令和 2 年 6 月 15 日、指名競争入札に付したにかっぷホロシリ乗馬クラブ覆馬場新築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。請負契約の内容につきましては、1.契約の目的、にかっぷホロシリ乗馬クラブ覆馬場新築工事、2.契約の方法、建築 A・B 指名業者 7 社中、1 J V 2 社の構成による、3 J V にて指名競争入札により実施したものでございます。3.契約金額、2 億 460 万円でございます。4.契約の相手方、ケイセイマサキ・名須川 特定建設工事共同企業体、代表者 新冠郡新冠町字大狩部 98 番地 1、ケイセイマサキ建設株式会社、代表取締役社長正木省司、構成員 新冠郡新冠町字中央町 17 番地の 24、株式会社名須川工業、代表取締役名須川英昭、なお、工期につきましては契約の翌日から令和 2 年 12 月 18 日と定めております。工事概要をご説明いたしますので、議案第 32 号資料の平面図をご覧ください。本工事は、日高自動車道厚賀静内道路事業の延伸に伴い、西泊津へ当該施設を移転するものでございます。主な工事内容であります、工事場所は西泊津、工事内容は屋内覆馬場棟、鉄骨平屋建 1,962 平方メートル、電気工事一式、設備工事一式を実施するものであります。

以上が、議案第 32 号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 32 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

○8 番（竹中進一君） 6 番竹中です。ホロシリ乗馬クラブの最後に残りました大型の建物の入札だと思いますけれども、この周辺には既に各種の建物が既にできているわけでございますけれども、ちょっと少し見させていただいた感じで、個人的な感じで大変申し訳ございませんけれども、周りの景観からしましてもちょっと地味な配色になっているのではないかなというふうに思うんです。せっかく心わくわくと観光客の人たちが乗馬クラブに来ると思うんですけれども、ちょっと地味ではないかなというふうな印象を受けました。そこで覆馬場は結構大きな施設になるわけですから、そういった点を配慮するようなことはできないでしょうか。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） おっしゃっているのは多分外壁ですとか、屋根の配色の関係を

おっしゃってるのかと思うんですけども、それぞれ色については個々の考え方の持ち方があろうかと思えますけども、少なくとも今回の壁の色、あるいは屋根の色決定いたしましたのは町長をはじめ、職員、そして乗馬クラブの職員含めた中で、この配色がいいのではないかということで実は色を決めております。そういうことですので、決して見た感じ暗いだとか地味だとかというイメージは、実は職員も乗馬クラブの職員も思っていないかったんですが、そういう質問が出るとは全く思っておりませんでした。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第 32 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 26 議案第 33 号

○議長（荒木正光君） 日程第 26、議案第 33 号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湊管理課長。

○管理課長（湊昌行君） 議案第 33 号 財産の取得について提案理由をご説明申し上げます。次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。今回取得いたします財産は、児童生徒向けの 1 人 1 台学習用パソコン端末でございまして、授業への活用、さらには学校の臨時休業等の緊急時においても学習可能な環境整備を図るものでございます。端末につきましては、国の G I G A スクール構想によります標準仕様に準拠した G I G A スクール対応モデルを導入するもので、去る 6 月 15 日に、新冠町物品購入指名業者登録のパソコン等の登録業者町内 7 社を指名し、指名競争入札を執行いたしました。取得する財産についてご説明申し上げます。1 取得する財産及び数量、(1) 名称、児童生徒用パソコン端末、(2) 数量、419 台、(3) 仕様、ウインドウズ O S タブレットパソコン他、2 取得の目的、学校における児童生徒の教育活動、3 取得金額、2,087 万 8,770 円、4 契約の相手方、新冠郡新冠町字中央町 5 番地の 28 あべ電器 代表 阿部信也でござ

ざいます。

以上が、議案第 33 号 財産の取得についての提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 33 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○3 番（酒井益幸君） 3 番酒井です。このたびの G I G A スクール構想で一人 1 台の端末、タブレットをもてるということは、どの自治体よりも早いというわけでもないんですけども、早い手立てだったというふうに思います。その中で入札方法は 7 社と言うことで、分けるということは考えていなかったのでしょうか。7 社で入札されたところを中学校だとか、小学校だとかに分けるというふうな考え方はなかったのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 湊管理課長。

○管理課長（湊昌行君） ただいま議員おっしゃいましたように、入札方法についてはさまざまな方法があったというふうに思います。今回、私どもはパソコンについては小中学校同じものを一斉に入れたいという考え方でございます。と申しますのは、今回の部分につきましては、新型コロナウイルスの関係があったものですから、やはり早急に同じものを揃える必要があったということの判断がございました。そういったことから、今回すべて一斉にやったということでございます。

○議長（荒木正光君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第 33 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 27 議案第 34 号

○議長（荒木正光君） 日程第 27、議案第 34 号 令和 2 年度新冠町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第28 議案第35号及び日程第29 議案第36号

○議長（荒木正光君） 日程第28、議案第35号 令和2年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算、日程第29、議案第36号 令和2年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第30 議案第37号

○議長（荒木正光君） 日程第30、議案第37号 令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山谷特別養護老人ホーム所長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第31 議案第38号

○議長（荒木正光君） 日程第26、議案第30号 令和2年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 2時 2分 散会)